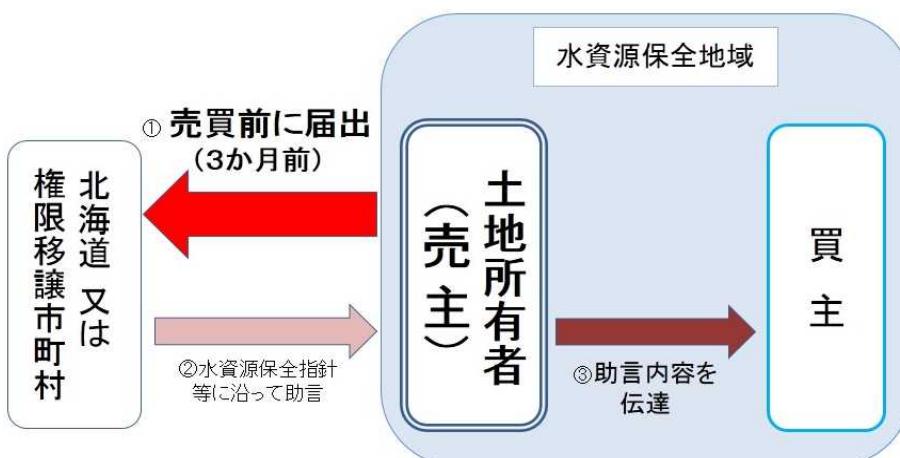


水資源保全地域に指定された区域内で  
土地取引行為を行う場合は、  
**3か月前までに届出が必要です。**

- ◆ 事前届出は権利譲渡者（売買の場合は売主）が行うものです。  
土地の所有権を移そうとする時は、**契約締結の3か月前までに届出が必要です。**
- ◆ 面積の基準はありません。  
所有権移転予定地の面積が小さくても、事前届出の対象となります。
- ◆ 届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村です。  
《道・権限移譲市町村は、必要に応じて届出者（売主等）に助言を行います。》
- ◆ 助言を受けた方（売主等）には、権利譲受人（買主等）へ助言内容の伝達を行っていただきます。



\* 水資源保全地域は、北海道のホームページ若しくは土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村で確認できます。

### 事前届出の必要な土地取引の形態

- 売買      ● 交換      ● 営業譲渡      ● 譲渡担保      ● 代物弁済      ● 現物出資
- 共有持分の譲渡      ● 地上権・賃借権の設定・譲渡      ● 約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡      ● 地位譲渡      ● 第三者のためにする契約

※これらの取引の予約である場合を含みます。

- ・ 事前届出をしなかった場合は、知事又は権限移譲市町村長が勧告を行い、勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表します。
- ・ 取引の当事者が国・地方公共団体などの場合は、届出は必要ありません。



ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html>

## 事前届出の手続について

- 届出者 水資源保全地域内の土地の権利譲渡者（売買であれば売主）
- 届出時期 契約締結日の3か月前まで  
※契約日や契約の相手方が決まる前でも、移転等を行う意思があるときは、届出が可能です。
- 届出窓口 土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局又は権限移譲市町村
- 届出事項
  - ・契約当事者（売主及び買主等）の氏名、住所等
  - ・契約態様
  - ・契約締結予定年月日
  - ・移転等を行う予定の土地の所在地、地目、面積、利用状況等
  - ・移転等後の土地の主な利用目的

### 《提出部数》

事前届出書は、**正本1通、副本2通**が必要です。

### 《事前届出書に添付いただく書類》

- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図（例：道路地図等）
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面（例：住宅地図等）
- ・土地の形状を明らかにした図面（例：地番図等）

### ◆ 事前届出書の様式は北海道のホームページからダウンロードできます。

ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html>

## 【お問い合わせ先】

※権限移譲市町村に所在する土地の取引については、当該市町村へお問い合わせください。

### ◆ 北海道（総合振興局・振興局）

担当部課名	住所	電話番号（直通）
空知総合振興局地域創生部地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	(0126) 20-0030
石狩振興局地域創生部地域政策課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	(011) 204-5815
後志総合振興局地域創生部地域政策課	倶知安町北1条東2丁目	(0136) 23-1341
胆振総合振興局地域創生部地域政策課	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	(0143) 24-9567
日高振興局地域創生部地域政策課	浦河町栄丘東通56	(0146) 26-9077
渡島総合振興局地域創生部地域政策課	函館市美原4丁目6-16	(0138) 47-9429
檜山振興局地域創生部地域政策課	江差町字陣屋町336-3	(0139) 52-6481
上川総合振興局地域創生部地域政策課	旭川市永山6条19丁目	(0166) 46-5914
留萌振興局地域創生部地域政策課	留萌市住之江町2丁目1-2	(0164) 42-8421
宗谷総合振興局地域創生部地域政策課	稚内市末広4丁目2-27	(0162) 33-2524
オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課	網走市北7条西3丁目	(0152) 41-0620
十勝総合振興局地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	(0155) 26-9236
釧路総合振興局地域創生部地域政策課	釧路市浦見2丁目2-54	(0154) 43-9143
根室振興局地域創生部地域政策課	根室市常盤町3丁目28	(0153) 22-2809

### ◆ 事前届出の事務権限移譲市町村

市町村名	担当部課名	住所	電話番号
北斗市	総務部企画課企画係	北斗市中央1丁目3-10	(0138) 73-3111
倶知安町	住民環境課環境対策室環境係	倶知安町北1条東3丁目3番地	(0136) 56-8008
上富良野町	企画商工観光課企画政策班	上富良野町大町2丁目2-11	(0167) 45-6994
稚内市	建設産業部水道部企業室水道施設課水道グループ	稚内市中央3丁目13-15	(0162) 23-6516
厚真町	産業経済課林業水産グループ	厚真町京町120番地	(0145) 27-2419
下川町	企画総務課	下川町幸町63番地	(01655) 4-2511
むかわ町	総合政策課企画調整グループ	むかわ町美幸2丁目88番地	(0145) 42-2469
枝幸町	まちづくり推進課企画政策グループ	枝幸町本町916番地	(0163) 62-1329